宮古島 サスティナブルツーリズム ガイドライン



発行:宮古島サスティナブルツーリズム連絡会

宮古島サスティナブルツーリズムガイドラインの理念

宮古島の貴重な宝である自然や文化、そこに暮らす人々の生活を守り、 次の世代につないでいくため、島の持続可能な利用による地域活性化を進める仕組み、 いわゆるサスティナブルツーリズムを推進することを目的としたのが、 宮古島サスティナブルツーリズムガイドラインです。



島の豊かな自然や受け継がれてきた文化は、 島での生活に欠かせないものであり、 島を訪れる人々を魅了するものでもあります。



1人ひとりがアクション(行動)をおこし、ガイドラインを守ることが、 島を守り、自分自身をも守ることにつながります。

サスティナブルツーリズムガイドラインの推進を通して、 環境保全と地域経済振興の調和がとれた社会を形成することを目的とし、 宮古島サスティナブルツーリズム連絡会を設置します。

宮古島サスティナブルツーリズムガイドライン体系

海の安全 観光客・事業者 地域への配慮観光客・事業者

自然環境を守る
市民・観光客・事業者

市民	宮古島市「エコアイランド宣言宮古島2.0」に連動 地下水を守る、サンゴ礁の海を守る、資源・エネルギーを大切に、ゴミゼロ、緑・海・空を守る、 よりよい地球環境を取り戻し、守るため、世界の人々とともに考え、行動し、未来へバトンタッチ	
観光客	 自然環境を守る 海で安全に楽しむ 地域への配慮を 	
観光事業者	 自然環境へ配慮した事業運営 地域とのつながりのある事業運営 ルールに基づいた事業運営 安全上のルール ボート運航に関するルール 地域ごとのルール 	【マリン事業】 共通ルールと個別アクティビティ補記 【その他事業】 ホテル、レンタカー、観光タクシー、 土産物店の4業種について設定

市民のアクション

SDGs 1.2.4.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.17 (エコアイランド宮古島宣言2.0より)

◇ 島の生活を支えるかけがえのない地下水を守ります

SDGs 6.11.14.15

- ・畑では農薬、肥料を使い過ぎず、家庭では排水を下水道につなぎます。地下水を汚さず、大切に使います。
- ・地下水の環境負荷低減の取り組みをします。

◇ 美しいサンゴ礁の海を守ります

Strate of the st

SDGs 14

・サンゴなど海の動植物を傷つけないようにします。

◇ 限りある資源とエネルギーを大切にします

SDGs 7

・毎日の生活で電気、ガスなどのむだ使いをなくし、環境に優しいエネルギーを活用していきます。

◇ゴミのない地球に優しい島を目指します

SDGs 2.9.11.12.13.14.15

- ・1人ひとりが、ゴミ問題や自然環境が失われている問題を自分事として考え、行動します。
- ・ゴミのポイ捨て、タバコのポイ捨て、不法投棄をなくします。
- ・4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)に取り組みます。 (プラスチック使用量の削減、使えるもののリユース。クリーンセンタープラザ棟の活用)
- ・フードロス削減に取り組みます。(フードバンクの活用)

◇ 緑・海・空を守り、すべての生物がともに生きていける 環境づくりのため行動します

SDGs 4.7.9.11.12.13.14.15

- ・豊かな自然環境があるからこそ、人が豊かに生きていけます。島の自然に感謝し、 動物や植物とともに生きるために行動します。
- ・犬や猫などのペットを飼う時は、最後まで命を預かる覚悟と責任を持ち、必要なしつけと近隣への配慮を忘れず、 散歩の時は必ずリードをつけ、糞は持ち帰ります。
- ・野良犬、野良猫に対する餌付け、犬、猫の放し飼いはしません。
- ・外来種を入れない、捨てない、広げない。
- ・生態系維持のため、固有種をはじめ宮古島の野生動植物を守り、ジビエ料理も活用します。
- ・地産地消に取り組みます。
- ・ 宮古島の文化財を守ります。(学校やコミュニティでの継承教育)



◇ よりよい地球環境を取り戻し・守るため、 世界の人々とともに考え・行動し、未来へバトンタッチします

SDGs 1.2.4.8.9.10.11.12.17

・大人は島の未来を支える子どもたちのために、 子どもは自分たちが大人になった時にも 美しい環境が残るように、考え、行動します。



宮古島を訪れる観光客のアクション

宮古島の美しい海、自然、文化がいつまでも残るよう、ルールを守って楽しい時間をお過ごしください。

1.自然環境を守りましょう

SDGs 11.13.14.15

- ●「サンゴにノータッチマナー※」を守りましょう。※豊かな生態系をうみだすサンゴ礁を未来に残すための取り組み。 ①サンゴの上、岩の上に立たない:水中の岩場にもサンゴの赤ちゃんが定着しています。
 - ②サンゴの上を歩かない
 - ③サンゴをけらない:気がつかないうちにフィンでサンゴをける、折るなどの被害が多数あります。
 - 浅いサンゴ礁域でのロングフィンの使用は避けましょう。
 - ④サンゴや生物に触れない: 危険生物や、繊細な生物もいます。 ウミガメを触る、追いかけることもやめましょう。
 - (5)餌付けをしない:サンゴ、魚、カメなどの海の生物に餌付けをすると、生態系が崩れ、死んでしまうこともあります。
 - ⑥サンゴに優しい日焼け止めを使う: ラッシュガード、サングラス等で日焼け対策をしましょう。日焼け止めを使用する際は、サンゴや海の生態系に害のないものを使用しましょう。
- 動植物を採ったり、傷つけたりしないでください。(ビーチの砂や落ちているサンゴも含みます)
- 海鳥の営巣場所へ近づくのはやめましょう。(子育てを放棄してしまうこともあります)
- 自分で出したゴミは必ずお持ち帰りください。(タバコのポイ捨てもしないでください)
- ゴミの削減を心がけましょう。(エコバッグやマイボトルの使用など)
- 釣りを楽しむときは釣り禁止区域や立ち入り禁止の場所へは入らないでください。(安全な装備で釣りをしてください)
- 砂浜や公園でのバーベキューおよび火の使用は原則禁止されています。

2.海で安全に楽しみましょう

- 天候の変化に注意し、波が高いときや悪天候の場合は、海に入るのをやめましょう。
- 気がつかないうちに沖へ流されることのないよう注意深く遊びましょう。
- マリンアクティビティを楽しむ際は 必ずライフジャケットを着用してください。(浮力を確保してください)
- ひとりでは泳がないようにしましょう。
- 子どもから目を離さないようにしてください。
- 飲酒時や体調の悪いときには絶対に海に入ってはいけません。
- ロングフィンはトレーニングを受けるなど器材の使い方に慣れてから使用してください。
- SUP、サーフィンを楽しむ際はリーシュコードを装着しましょう。
- スキンダイビングを行なう際は必ずフロートを備え、船に近づかないようにしてください。
- ツアーへの参加を強く推奨します。(宮古島の地形や潮流はとても複雑で、毎年海での死亡事故も発生しています)

3.地域への配慮をお願いします

SDGs4.6.11.12.13.16

- 立ち入り禁止の神聖な場所にはご注意ください。
- 宮古島の水を大切に使ってください。(限りある地下水に頼っています)
- 宮古島の文化財を守りましょう。
- 宮古島で作られたものを買いましょう。
- 偽造品や規制で禁止されているものは買わないでください。
- 島民の生活の場では水着だけで歩くことはご遠慮ください。 (海の近くでも地元の集落があります)
- 迷惑駐車はおやめください。(橋の途中、交差点付近での駐停車は禁止です)





マリン事業者向けガイドライン

1.自然環境へ配慮した事業運営を行う。

SDGs 11.13.14.15

- ① 自然への負荷を少なくするよう配慮した事業を運営する。
- ②このガイドラインをお客様に案内すると同時に、プログラム中環境に関する内容をお客様に紹介する。
- ③ プログラム中の動植物などの採取は禁止(採取の権利を所有している場合も含む。釣りのアクティビティは除く)。 動植物への接触は限られたものとする。
- ④ 餌付けは禁止。食事などの余りも海洋上に投棄しない。
- ⑤「サンゴにノータッチマナー」を普及させ、フィンによる砂の巻き上げ、サンゴへの接触、 上に立つなどのお客様の行為に対して注意喚起を行うなど、必要に応じて環境に配慮した指示を行う。
- ⑥ 与那覇湾及びその周辺は、生物多様性の観点から「国指定鳥獣保護区」に指定され、 特に与那覇湾内は特別保護地区に指定されている。 貴重な海鳥が営巣する時期には特に気をつけ、営巣している場所には近づかない。
- ⑦ ゴミ(生ゴミ、タバコの吸い殻や灰も含む)はすべて持ち帰り、海面、水中、 海岸に落ちているゴミは安全管理上、プログラム運営上可能な限り、極力拾う。
- ⑧ ゴミの除去活動など島の環境を守る取り組みに関わる。
- ⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、条件を満たした地域マリン事業者団体に加盟し、それぞれの「漁業協同組合との合意または協定」に基づいて事業を行い、船舶の係留は、原則法的に許可を得、合意または協定に沿って設置された水中ブイを使用する。無断でブイを設置したり、合意または協定に沿って設置されたもの以外のブイを使用しない。予備アンカーを打つ場合は、手でかけるなどサンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。
- ⑩ カヤックを行う事業者は、条件を満たした地域マリン事業者団体に加盟して事業を行う。
- ⑪ カヤックからスノーケリングを行う場合、カヤックのアンカリングは禁止とする。

本ガイドラインにおいて、「条件を満たした地域マリン事業者団体」とは、以下の①②を満たす団体をいう。

- ①沖縄県内に住所を有する法人(住所が宮古島市外の場合は宮古島市内に支部があること)
- ②地域(または漁業協同組合)および行政と使用する海域に関して積極的に話し合いを行い、合意を得るか協定を締結している団体(2022年11月現在)
- ・宮古島美ら海連絡協議会
- ・沖縄県カヤックカヌー協会宮古島支部

2.地域とのつながりのある事業運営を行う。

SDGs 11.12

- ① 地域住民、漁業、農業従事者の方の生活や仕事に支障のないように配慮し、意見交換の場を設ける。
- ② 地域ごとのルールを守り、立ち入り禁止区域を事前に確認し、立ち入り禁止の場所へは入らない。
- ③ 地元産の食材、お土産を推奨する。
- ④ 地域の啓発、保全活動を活用した体験プログラムを実施する。
- ⑤ 宮古島らしさ、を考えた事業運営を行う。





【安全上のルール】

- ① 万一に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入する。
- ② 海域で事業を行う事業者は、
 - 「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」に基づき事業を行う。
- ③ 同条例に従い、沖縄県公安委員会に事業者登録を行う。
- ④ ガイド、操船等の必要作業は同条例で定められた有資格者に従事させ、保有する資格の範囲内で事業を行う。
- ⑤ 安全管理及び環境への配慮が可能なお客様数を状況により適切に判断し事業を運営する。
 - ・ダイビング:1人のガイド(インストラクター)が担当できる人数は、

講習は各指導団体の定め、及び沖縄県公安委員会規則に準ずる。体験ダイビング2名、ファンダイビング初級4名、中級6名とする。

- ・スノーケリング:1人のガイドが担当できる人数は、8名とする。
- ・カヤック:1人のガイドが担当できる艇数は4艇、人数は8名とする。 ただし、閉鎖海域では5艇10名とする。
- ・SUP:1人のガイドが担当できる人数は4名とする。なお、ビッグSUP、 移動を伴わないSUPヨガは対象外とする。
- ⑥ 過労、睡眠不足、飲酒または薬物服用の状態で参加させないなど、 安全に関し積極的に関わり事故の未然防止に努める。
- ⑦ ガイドは、応急処置法を習得したうえで必要な救急用品を現場に備えてプログラムを行う。
- ⑧ ガイドは、必要な安全器材を装備する。
 - ・ダイビング:水中・海面では、緊急用安全器材を装備する。
 - ・スノーケリング:ガイドも含め、全参加者がウェットスーツまたはスノーケリングベストなどの浮具を装着し、ガイドは必要に応じて追加の浮力体を使用する。
 - ・カヤック:ガイドを含め全参加者がPFDなどの浮具を装着し、予備パドル、トーイングロープなどを装備する。
 - ・SUP:ガイドを含め全参加者がPFDなどの浮具を装着し、リーシュコードを装着する。
 - ・ウィンドサーフィン、カイトサーフィン、パラセーリング、水上バイク、ヨットセーリング:ガイドを含め全参加者が PFDなどの浮具を装着する。
 - ・サーフィン:ガイドを含め全参加者がリーシュコードも装着する。
 - ・船釣り:参加者全員が救命具を装着する。
- ⑨ ダイビングのポイント使用や潜水旗、ステッカーの使用など、詳細のルールに関しては、 条件を満たした地域マリン事業者団体の定めるルールに従う。
- ⑩ 港内でのカヤック・SUP発着は緊急時以外は行わず、自然のビーチを使う。 漁港の利用、漁港内での停泊、係留、航行は漁船が優先となる。 動力船との衝突事故や引き波による転覆事故のリスクが高くなるので、緊急避難等の事情により 漁港を利用せざるを得ない場合は、漁船の動きに十分注意する。
- ① 沖縄県公安委員会事業者登録時に提出する中止基準に従いコンディションが悪い場合は活動を中止する。
- ② 年に1度以上、沖縄県公安委員会や消防、有資格事業者等の行う水難救助及びCPR訓練に参加する。

【ボート運航に関するルール】

ボート(動力船)を使う場合は、以下のボート運航に関するルールを守る。

- ① 法定書類(船舶検査証書・手帳等)、免許証を携帯し、法定備品等を搭載する。
- ② 損害保険が基準に適合することを証明する書面を携帯する。
- ③ 船舶でのプログラム実施にあたっては、船舶に1人、船舶の操作ができる者 (小型船舶操縦免許証保有者)を管理者として残すよう努める。
- ④ ボート洗浄は、海に影響がでない洗剤を使って行い、船底塗料を海に落とさない。

【 地域ごとのルール 】

- ① 天然記念物や御嶽、それに準ずる場所等で事業を行う事業者は、 それぞれの管理をする者の定めたルールに従い事業を行う。
- ② 沖縄県漁業調整規則や港湾法に基づき事業を行うとともに、地域と意見交換の場を設け、必要な場合はルールを定め、それに基づき事業を行う。
- ③ 海浜に店舗等の設備を設置しての営業は禁止とする。



観光事業者向けガイドライン (ホテル)

SDGs2.3.6.7.8.9.11.12.13.14.15

- ① 自然への負荷を少なくするよう配慮した事業を運営する。
- ② 観光客向けのガイドラインをお客様にご案内する。
- ③ 排水による悪影響を最小にする取り組み。(洗濯洗剤や固形石鹸等の環境に優しい製品の取り入れ)
- ④ 4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の取り組み。(プラスチック使用量の削減など)
- ⑤ エネルギー使用量やCO2排出量の削減。
- ⑥ 地産地消の取り組み。
- (7) フードロスの削減。(フードバンクの活用)
- ⑧ 浄化槽の設置。
- ⑨ マリンレジャーを楽しむ宿泊客に対し悪天候時の情報提供、注意喚起 (隣接するビーチがある場合は遊泳・レジャー自粛の要請)を行う。
- ⑩ マリングッズをレンタルする場合、器材の正しい使い方を指導する。
- ① ゴミの除去活動など島の環境を守る取り組みに関わる。

観光事業者向けガイドライン (レンタカー)

SDGs7.8.9.11.13.14.15

- ① 自然への負荷を少なくするよう配慮した事業運営をする。
- ② 観光客向けのガイドラインをお客様にご案内する。
- ③ マリングッズをレンタルする場合、器材の正しい使い方を指導する。
- ④ 地元産の食材、お土産を推奨する。
- ④ ゴミの除去活動など島の環境を守る取り組みに関わる。

観光事業者向けガイドライン (観光タクシー)

SDGs7.11.12.13.14.15

- ① 自然への負荷を少なくするよう配慮した事業運営をする。
- ② 観光客向けのガイドラインをお客様にご案内する。
- ③ ゴミ(生ゴミ、タバコの吸い殻や灰も含む)はすべて持ち帰り、落ちているゴミは安全管理、運営上可能な限り、極力拾う。
- ④ エネルギー使用量やCO2排出量の削減を心がける。
- ⑤ 動植物を傷つけたり、洞窟を壊すなど自然環境にダメージを与える行為に対しては、 注意喚起を行うなど、必要に応じて環境に配慮した指示を行う。
- ⑥ 地元産の食材、お土産を推奨する。
- ⑦ ゴミの除去活動など島の環境を守る取り組みに関わる。

観光事業者向けガイドライン (土産物店)

SDGs8.11.12.13.14.15.16

- ① 自然への負荷を少なくするよう配慮した事業運営をする。
- ② 過剰包装を避け、プラスチック使用量の削減、ゴミの削減に取り組む。
- ③ 偽造品や規制で禁止されているものは仕入れない、売らない。
- ④ ゴミの除去活動など島の環境を守る取り組みに関わる。